

(証券コード 7944)

2006年6月23日

株 主 各 位

静岡県浜松市細江町中川2036番地の1
ローランド株式会社
取締役社長 田 中 英 一

第34期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第34期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第34期（自 2005年4月1日 至 2006年3月31日）
連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
 2. 第34期（自 2005年4月1日 至 2006年3月31日）
営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 第34期利益処分案承認の件
本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は1株につき15円と決定いたしました。また、取締役賞与金として4,000万円、監査役賞与金として400万円を支給することに決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件 その1
本件は、原案どおり承認可決されました。
なお、変更の内容は後記のとおりであります。
- 第3号議案** 定款一部変更の件 その2
本件は、原案どおり承認可決されました。
なお、変更の内容は後記のとおりであります。

第4号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり檀 克義、田中英一、西澤一朗、近藤公孝、三木純一、柳瀬和也、富岡昌弘の7名が再選され、新たにDennis Houlihan（デニス・フーリハン）、John Booth（ジョン・ブース）の2名が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

(定款変更の内容) その1

(下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、ローランド株式会社と称し、英文では、Roland Corporationと表示する。	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1) 電子楽器、電子機器およびその付属品の製造、販売ならびに修理	
(2) 楽器・音響機器用木工品の製造、販売ならびに修理	
(3) 電気・電子音響機器・映像機器の製造、販売ならびに修理	
(4) 電子楽器・映像機器用ソフトウェアの製造ならびに販売	
(5) 音楽に関する図書の出版ならびに販売	
(6) 家具、木工品の製造ならびに販売	
(7) コンピューター機器とその周辺機器およびコンピューターソフトウェアの製造ならびに販売	
(8) 前各号の製品ならびに楽器の輸出入業務、レンタルおよび割賦販売業務	
(9) 音楽教室の経営	

変 更 前	変 更 後
<p>(10) 音楽に関する各種情報の収集ならびに提供サービス</p> <p>(11) 音楽に関する研修会，講習会の企画ならびに実施</p> <p>(12) プラスチック成型加工業</p> <p>(13) 倉庫業および梱包業</p> <p>(14) 総合リース業および金銭の貸付業務</p> <p>(15) 損害保険代理業</p> <p>(16) 不動産賃貸業</p> <p>(17) 株式，社債などの有価証券の取得ならびに運用</p> <p>(18) 前各号に関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を静岡県浜松市に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、50,000,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式の数を減ずる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(1 <u>単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社の <u>1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第8条</u> 当社の <u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数とあわせて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の <u>単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p><u>2</u> 前項その他定款に定めのある場合のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第12条</u> 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p><u>2</u> 株主総会は本店の所在地またはこれに隣接する地においても招集することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p><u>2</u> 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条</u> 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第13条</u> (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第15条</u> (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 株主は、議決権を有する当会社の他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の議事については、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p><u>第17条</u> 当会社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、議決権を有する当会社の他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(選任の方法)</p> <p><u>第18条</u> 取締役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(選任の方法)</p> <p><u>第20条</u> 取締役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p><u>第19条</u> 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第20条</u> <u>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>2 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を<u>選任する</u>ことができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によって</u>取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第24条</u> (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会における議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第26条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議において定める。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p><u>第27条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第28条</u> 監査役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第25条</u> 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第29条</u> 監査役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行く。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(任期) <u>第29条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠により選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一</u>とする。</p> <p>(常勤の監査役) <u>第30条</u> 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める</u>。</p> <p>(監査役会の招集) <u>第31条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議) <u>第32条</u> 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う</u>。</p> <p>(監査役会の議事録) <u>第33条</u> 監査役会の議事については、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う</u>。</p> <p>(監査役会規則) <u>第34条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬) <u>第35条</u> 監査役の報酬は、<u>株主総会において定める</u>。</p>	<p>(任期) <u>第30条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u>。</p> <p>(常勤の監査役) <u>第31条</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する</u>。</p> <p>(監査役会の招集) <u>第32条</u> (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規則) <u>第33条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等) <u>第34条</u> 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める</u>。</p>

変 更 前	変 更 後
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
(営業年度および決算期)	(事業年度)
<u>第36条</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 <u>営業年度の末日を決算期とする。</u>	<u>第35条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
(利益配当金)	(期末配当金)
<u>第37条</u> 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または <u>登録質権者に支払う。</u>	<u>第36条</u> 当社は、株主総会の決議によつて、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または <u>登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。</u>
(中間配当)	(中間配当金)
<u>第38条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または <u>登録質権者に、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下「中間配当金」という）をすることができる。</u>	<u>第37条</u> 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または <u>登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。</u>
(配当金等の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
<u>第39条</u> 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる <u>ものとする。</u>	<u>第38条</u> 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(定款変更の内容) その2

(下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000,000株とする。</u>	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>60,000,000株とする。</u>

なお、本定時株主総会終了後開催の取締役会において、代表取締役及び役付取締役に次の4名が選定され、それぞれ就任いたしました。

取締役会長
(代表取締役) 檀 克 義

取締役社長
(代表取締役) 田 中 英 一

専務取締役 西 澤 一 朗

常務取締役 近 藤 公 孝

第34期利益配当金のお支払について

第34期利益配当金（1株につき15円）は、同封の「郵便振替支払通知書」により払渡期間内に最寄りの郵便局でお受取りください。その際は「郵便振替支払通知書」の裏面の注意書をご覧ください。

また、口座振込をご指定の方には、同封の「第34期利益配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」のとおり、手続きをいたしましたのでご確認ください。

以 上